

平成 21 年第 3 回（6 月）川口市議会定例会
総務常任委員会委員長報告（平成 21 年 6 月 26 日）

総務常任委員長 宇田川好秀

先ほど議長から報告がございましたように、委員長に不肖私が、副委員長に桜井由美子委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳入の部、第 19 款「繰越金」を議題といたしましたところ、繰越金の全体額について、継続費過次繰越、繰越明許費、事故繰越の財源充当額について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 53 号「川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、地方公共団体金融機構と地方公営企業等金融機構との組織の違いについて、一般会計への貸付条件について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 54 号「川口市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、市税条例は、国の法律改正に伴い定められると思うが、本市独自で改正した条項等はあるのかと問われ、これに対して、このたびの改正は、地方税法の改正によるものであるが、条例減額制度として平成 21 年度から平成 23 年度までの土地に係る固定資産税等の税額が、前年度の 1.1 倍を超えた額を、条例で規定し減額できる制度を本市独自に規定したものであるとのこと。

また、平成 21 年度の評価替えに伴う、固定資産税及び都市計画税の土地に係る負担調整措置と条例減額制度による影響額について問われ、これに対して固定資産税の負担調整措置では約 11 億 1 千万円の増となるが、減額制度により約 3 億 9 千 300 万円の減を見込んでいることから、その差引額は約 7 億 1 千 700 万円の増となること。また、都市計画税の負担調整措置では約 2 億 5 千 800 万円の増となるが、条例減額制度により約 9 千万円の減となることから、その差引額は、約 1 億 6 千 800 万円の合計約 8 億 8 千万円の増になるとのこと。

これに関連して、負担調整措置と条例減額制度があっても市民にとって負担増になると思うが、課税引き下げに関して国に働きかけているのかと問われ、これに対して、今日の厳しい状況に鑑み、平成 21 年度評価替えに際しても課税標準額の引き下げについて、国に要望してきたとのことでありました。

このほか、住民税を年金から引き落とす制度の市民への周知方法について、住宅借入金等特別税額控除による影響額について等、質疑応答の後、討論へと

移行し、今回の改正は、住宅借入金等特別税額控除をメインとして行っているが、金融税制についても一定の収入がある方や富裕層にも減税が実施されると理解している。しかし、土地の評価替えに伴い、固定資産税、都市計画税が増額となり、市民への負担が増え、その影響額は、約8億8千万円と示され、市民生活に大きな影響があると思われる。税額が1.1倍を超えた場合、減額することに対する評価するが、今後更なる軽減策に取り組むよう要望し、賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第55号「川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第63号「工事請負契約の締結について（元郷南小学校改築工事）」ないし、議案第65号「工事請負契約の締結について（元郷南小学校改築工事のうち衛生設備工事）」までの以上3議案を一括議題といたしましたところ、まず、一般競争入札の条件について問われ、これに対して、市内の登録業者Aランクであること、改築工事において4千500万円以上、あるいは、その他工事において3千万円以上を下請けに発注する場合に必要である建設業法に定められている特定建設業の許可を持っていること、及び、監理技術者が常駐することが条件であるとのこと。

また、議案第63号に関わり、約22億円もの改築工事において参加申込5者で、3者が入札し、そのうち1者が無効、結果2者により落札業者が決定されたが、一般競争入札として妥当であったのかと問われ、これに対して、一般競争入札としては、当初、9者の告示であるので、競争性が発揮されており妥当であるとのこと。

このほか、ジョイントベンチャーによる入札について、今回の元郷南小学校改築工事と前回の本町小学校改築工事入札参加業者数の比較について等、質疑応答の後、討論へと移行し、今回の3議案については、賛成するが、特に議案第63号の入札に関しては、競争性が確保されていないように思われる。今後の契約入札方法について、市内業者に限定するにしても、先程提案したようにジョイントベンチャーを組織し入札できる方法など、より多くの市内業者が参加し、競争性が確保できる体制などを検討するよう要望するとの意見が述べられたる後、一括採決の結果、議案第63号ないし議案第65号までの3議案は起立者全員で可決と決しました。

なお、委員より、市内に限定した条件つき一般競争入札で下請けに出す場合の市内及び市外業者の割合について、資料要求がなされ、委員会に諮りましたところ、要求された委員に配付することが決定いたしましたことを付言いたします。

以上で報告を終わります。